

(参考資料11)

「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について

経 済 産 業 省

20211004電委第1号

令和3年10月6日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について

平成11年12月に制定された「適正な電力取引についての指針」については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、需給ひっ迫時等緊急時の一般送配電事業者による情報共有等についてルールを明確化する改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

適正な電力取引についての指針 改定事項

- 需給ひっ迫時等緊急時において、一般送配電事業者が、特定の事業者に対し、安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、情報の目的外提供の禁止の観点からは問題ではない旨を記載する。
- 一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には差別的取扱いに抵触するものではない旨を記載する。また、差別的取扱いに該当しない場合の例示として、需給ひっ迫時等緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（旧一般電気事業者に限らず、例えば、調整力契約者や自家発を有する小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行うことは、差別的取扱いの禁止に抵触するものではない旨を記載する。
- 委託規制の例外である「災害その他非常の場合」に需給ひっ迫時も含まれる旨を記載する。